

第1章

災害時における通信機器等の貸与

1 通信機器の貸与

総務省では、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、総務省防災業務計画等に基づき、災害予防及び災害応急対策における通信手段を確保するために、通信機器等の備蓄・調達体制の整備を進めているところです。

平成18年度からの具体的な取組として、地域防災計画に基づき地方公共団体の整備していた無線機器のみによる連絡手段では非常災害時の通信集中などにより、通信の確保に支障の生じるおそれのある場合などに際し、一時的に、総務省が地方公共団体、災害復旧関係者等に移動通信機器を無償貸与し通信手段を補完することで、通信の輻輳及び途絶の回避を図るための体制の整備を進めています。

(1) 施策の概要

民間企業への請負により移動通信機器（MC A無線機、簡易無線機及び衛星携帯電話）を全国11箇所に備蓄し、地震等の非常災害時に地方公共団体が地域防災計画の通信連絡体制では支障がある場合、地方公共団体、災害対策本部等からの要請により、移動通信機器を無償貸与し、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な不可欠な通信の確保を図る体制整備の補完を行うものです（資料1参照）。

(2) 要請と移動通信機器搬入

非常災害時に、災害対策本部等は、総務省（各総合通信局及び沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に借受申請を行い、総務省は委託した民間企業を通じて、原則48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します（貸出要請連絡先については、資料2参照）。

(3) 貸出実績

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の被災地において、通信手段を確保するため、移動通信機器を調達し、地方公共団体等に無償貸与して災害応急活動に利用したのがはじまりです。

阪神・淡路大地震以降、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等の地震災害、豪雨災害、火山噴火等の災害において無償貸与を実施し、現地災害対策本部と災害復旧作業員との間で、避難所職員相互の被災状況、災害関連情報や被災者支援情報などの連絡手段として活用されました（貸出実績については、資料3参照）。

(4) 搬入訓練について

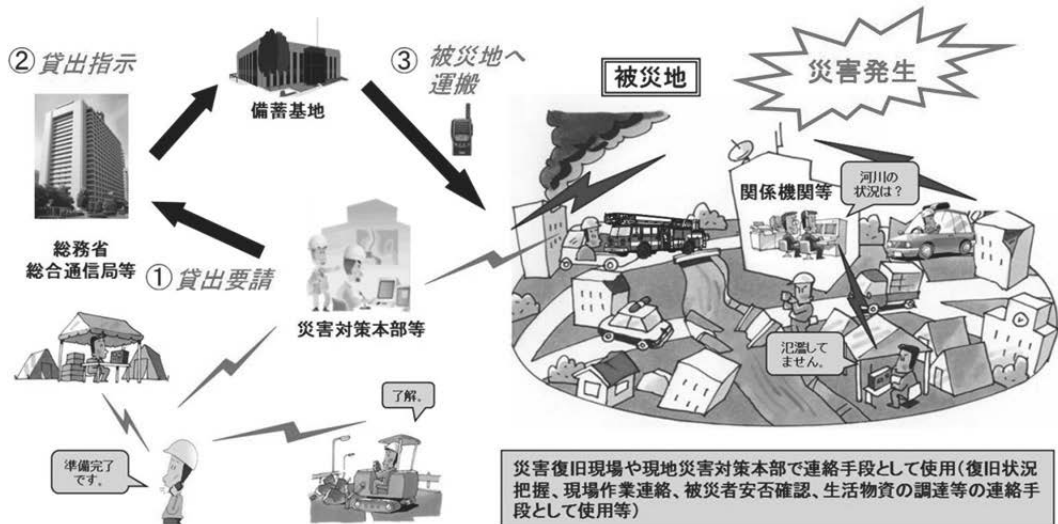
災害発生時に、その効果を発揮するために、平常時の移動通信機器の保守点検のみならず、被災地を想定し、貸出に係る手続及び災害対策用移動通信機器を搬入する訓練を行っています（訓練実施状況については、資料4参照）。

(5) 貸出手順について

貸出手順は、資料5のとおり。

災害対策用移動通信機器の配備イメージ図

- ・ 現地災害対策本部等の要請により、総務省より速やかに無線機を貸し出す体制を構築
- ・ 災害復旧要員等へ移動通信機器を無償で貸与し、通信手段を確保することにより災害復旧活動の迅速かつ円滑な遂行が可能となる



資料 2 災害対策用移動通信機器に係る貸出要請連絡先一覧

<p>【北海道地方】</p> <p>北海道総合通信局防災対策推進室</p> <p>〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎</p> <p>TEL 011-747-6451 (直通)</p>
<p>【東北地方】</p> <p>東北総合通信局無線通信部陸上課</p> <p>〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎</p> <p>TEL 022-221-0682 (直通)</p>
<p>【関東地方】</p> <p>関東総合通信局無線通信部陸上第二課</p> <p>〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎</p> <p>TEL 03-6238-1770 (直通)</p>
<p>【信越地方】</p> <p>信越総合通信局無線通信部陸上課</p> <p>〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎</p> <p>TEL 026-234-9984 (直通)</p>
<p>【北陸地方】</p> <p>北陸総合通信局無線通信部陸上課</p> <p>〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎</p> <p>TEL 076-233-4480 (直通)</p>
<p>【東海地方】</p> <p>東海総合通信局無線通信部陸上課</p> <p>〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館</p> <p>TEL 052-971-9618 (直通)</p>
<p>【近畿地方】</p> <p>近畿総合通信局防災対策推進室</p> <p>〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館</p> <p>TEL 06-6942-8504 (直通)</p>

【中国地方】 中国総合通信局無線通信部陸上課 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 TEL 082-222-3367 (直通)
【四国地方】 四国総合通信局無線通信部陸上課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町 8-5 TEL 089-936-5066 (直通)
【九州地方】 九州総合通信局防災対策推進室 〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-326-7334 (直通)
【沖縄地方】 沖縄総合通信事務所無線通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カブーナ旭橋 B-1 街区 5 階 TEL 098-865-2306 (直通)
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 TEL 03-5253-5888 (直通)

資料3 総務省所有無線機等の災害時における活用実績

貸出年月	災害・事故名	貸出機器
平成 7 年 3 月	阪神・淡路大震災	・携帯電話 400台 ・MCA無線機 300台 ・簡易無線機 300台 ・衛星携帯電話 9台 ・可搬型V S A T局 4台 計 1013台
平成 9 年 1 月	ナホトカ海難・流出油災害	・携帯電話 33台 ・MCA無線機 68台 ・簡易無線機 65台 計 166台
平成10年 8 月	新潟市等豪雨災害	・MCA無線機 10台
平成10年 8 月	東北南部、関東北部地域豪雨	・携帯電話 60台 ・簡易無線機 25台 ・衛星携帯電話 9台 計 94台
平成10年 9 月	高知市等豪雨	・携帯電話 38台 ・簡易無線機 60台 計 98台
平成10年10月	台風10号豪雨	・携帯電話 1台
平成12年 3 月	有珠山噴火災害	・簡易無線機 10台
平成12年 6 月	三宅島噴火災害	・衛星携帯電話 8台
平成12年 9 月	鳥取県西部地震	・衛星携帯電話 4台
平成16年10月	台風23号豪雨	・衛星携帯電話 17台
平成16年10月	新潟県中越地震	・MCA無線機 77台 ・簡易無線機 78台 ・衛星携帯電話 12台 計 167台
平成19年 7 月	新潟県中越沖地震	・簡易無線機 21台
平成23年 3 月	長野県北部地震	・簡易無線機 15台
平成23年 3 月	東日本大震災	・MCA無線機 220台 ・簡易無線機 1485台 ・衛星携帯電話 300台 計 2005台

平成24年 1月	鳥取県等大雪災害	・衛星携帯電話 15台
平成24年 2月	新潟県等大雪災害	・衛星携帯電話 36台
平成24年 6月	台風4号豪雨災害	・簡易無線機 30台 ・衛星携帯電話 18台 計 48台
平成24年 7月	奈良県等豪雨災害	・衛星携帯電話 7台
平成24年 7月	鳥取県等豪雨災害	・衛星携帯電話 8台
平成24年 8月	京都府等豪雨災害	・衛星携帯電話 6台
平成24年 8月	台風15号豪雨災害	・衛星携帯電話 8台
平成25年 7月	山形県等豪雨災害	・衛星携帯電話 5台
平成25年 9月	台風18号豪雨災害	・簡易無線機 5台
平成25年10月	台風26号豪雨災害	・簡易無線機 15台
平成26年 2月	関東甲信越地域豪雪災害	・簡易無線機 10台 ・衛星携帯電話 3台 計 13台
平成28年 4月	熊本地震	・MCA無線機 23台 ・簡易無線機 45台 ・衛星携帯電話 14台 計 82台
平成28年 9月	台風10号豪雨災害	・簡易無線機 10台 ・衛星携帯電話 17台 計 27台
平成28年10月	台風18号豪雨災害	・簡易無線機 4台 ・衛星携帯電話 2台 計 6台
平成28年10月	鳥取県中部地震	・衛星携帯電話 6台

資料4 訓練実施状況

訓練実施日 借受申請から搬入完了までの所要時間	訓練地	貸出・搬入機器
平成19年 2月14日 4時間45分(静岡県完了) 5時間50分(伊豆市完了)	静岡県伊豆市	静岡県 MCA無線機: 1台 伊豆市 MCA無線機: 5台 簡易無線機: 3台
平成19年12月20日 5時間43分(岡山县完了) 6時間27分(岡山市完了)	岡山县岡山市	岡山县 MCA無線機: 2台 岡山市 MCA無線機: 4台 簡易無線機: 4台
平成20年 2月20日 4時間9分(川口市完了) 4時間35分(埼玉県完了)	埼玉県川口市	埼玉県 MCA無線機: 1台 川口市 MCA無線機: 3台 簡易無線機: 3台
平成20年 6月27日 4時間26分(和歌山県完了) 5時間27分(有田市完了) 6時間5分(海南市完了)	和歌山県、海南市 及び有田市	和歌山県 MCA無線機: 2台 海南市 MCA無線機: 2台 簡易無線機: 2台 有田市 MCA無線機: 2台 簡易無線機: 2台
平成20年 9月 1日 4時間29分	大阪府岸和田市	大阪府 MCA無線機: 30台
平成21年 2月 5日 5時間35分	長野県佐久市	佐久市 MCA無線機: 2台

		簡易無線機： 2台
平成21年 8月31日 5時間45分(美馬市完了) 5時間32分(つるぎ町完了) 5時間55分(東みよし町完了)	徳島県美馬市、 つるぎ町及び 東みよし町	美馬市 簡易無線機： 2台 つるぎ町 簡易無線機： 5台 東みよし町 簡易無線機： 3台
平成21年 9月9日 9時間36分	沖縄県宮古島市	宮古島市 簡易無線機： 4台
平成21年11月12日 6時間40分	高知県高知市	高知県 MCA無線機： 10台 簡易無線機： 10台
平成22年10月16日 5時間49分	鳥取県米子市	鳥取県 簡易無線機： 10台
平成24年3月9日	静岡県西伊豆町	静岡県 衛星携帯電話： 1台
平成25年8月26日	鹿児島県天城町	天城町 衛星携帯電話： 1台
平成25年8月26日	兵庫県姫路市	姫路市 衛星携帯電話： 2台
平成25年8月27日	京都府京都市	京都市 簡易無線機： 6台 衛星携帯電話： 2台
平成25年9月5日	島根県隠岐の島町	隠岐の島町 簡易無線機： 5台 衛星携帯電話： 3台
平成25年9月1日	岐阜県	岐阜県 衛星携帯電話： 1台
平成25年9月1日	三重県	三重県 衛星携帯電話： 1台
平成25年10月21日	近江八幡市	滋賀県大津市消防局 簡易無線機： 10台
平成25年11月1日	大阪府堺市	堺市 簡易無線機： 10台
平成25年11月26日	愛知県	愛知県 MCA無線機： 1台 衛星携帯電話： 1台
平成25年11月27日	沖縄県	沖縄県 衛星携帯電話： 1台
平成26年6月6日	和歌山県	和歌山県 簡易無線機： 4台 衛星携帯電話： 3台
平成26年9月5日	宮古市	宮古市 簡易無線機： 10台 衛星携帯電話： 4台
平成26年10月16日	東温市	東温市 簡易無線機： 10台
平成26年10月22日	弘前市	青森県 MCA無線機： 3台 簡易無線機： 8台 衛星携帯電話： 1台
平成26年11月20日	名古屋市	愛知県 衛星携帯電話： 1台
平成27年1月8日	鹿児島県	鹿児島県 衛星携帯電話： 2台
平成27年4月16日	長島町	鹿児島県 衛星携帯電話： 1台

平成27年6月29日	芦屋市	芦屋市 簡易無線機：3台 衛星携帯電話：3台
平成27年8月26日	黒石市	青森県 簡易無線機：6台
平成27年8月26日	大村市	大村市 衛星携帯電話：3台
平成27年8月27日	京都市	京都市 簡易無線機：3台
平成27年8月30日	南阿蘇村	南阿蘇村 衛星携帯電話：4台
平成27年9月3日	北中城市	北中城市 MCA無線機：5台 簡易無線機：10台 衛星携帯電話：4台
平成27年10月18日	宇治市	京都府 簡易無線機：4台
平成27年10月28日	北上市	北上市 簡易無線機：6台
平成27年11月10日	大宜味村	大宜味村 衛星携帯電話：1台
平成27年11月14日	東大阪市	東大阪市 簡易無線機：4台 衛星携帯電話：4台
平成28年8月24日	青森県	青森県 簡易無線機：6台
平成28年8月5日	愛知県	愛知県 MCA無線機：2台
平成28年9月1日	竹富町	竹富町 衛星携帯電話：6台
平成28年10月10日	能代市	平成28年度緊急消防援助 隊ブロック訓練推進協議会 秋田実行委員会 簡易無線機：6台
平成28年10月21日	北海道伊達市	伊達市 MCA無線機：3台 衛星携帯電話：1台
平成28年11月12日	東大阪市	東大阪市 簡易無線機：4台
平成28年11月28日	秩父市	秩父市 簡易無線機：2台 MCA無線機：2台 衛星携帯電話：8台

資料5 地方公共団体等向け災害対策用移動通信機器貸出手順書

目次

第1章 地方公共団体等からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

第1 借受申請書の提出

- 1 様式1 記入事項
- 2 提出方法
- 3 提出先

第2 貸付承認

- 1 借受申請書の審査
- 2 貸付の承認
- 3 貸付の否認
- 4 通信機器搬入

第3 通信機器の引渡

- 1 通信機器の使用方法等の説明
- 2 借受書の受取
- 3 業務完了の報告

第4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

- 1 借受申請書授受困難時
- 2 貸付承認通知書交付困難時

第5 貸出における注意事項

- 1 通信機器取扱上の注意
- 2 正常な使用過程において生じた故障
- 3 その他注意事項

第2章 通信機器の返却手順

第1 通信機器の返却

- 1 通信機器返却の申出
- 2 搬出手段

第3章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ

○災害対策用移動通信機器の貸出に係る様式

第1章 地方公共団体等からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

第1 借受申請書の提出

地方公共団体等は、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、災害応急対策の実施に必要な通信手段の確保を図るため通信機器の貸付申請を受けようとする際、総合通信局等に貸出要請した上、借受申請書（様式1の最上段）を総合通信局等から入手し、提出する。

1 記入事項

(1) 借受申請書（様式1の最上段）

ア 申請書提出年月日

イ 通信機器を借受する地方公共団体において、通信機器の運用に権限を有する者の氏名

ウ 前項イの者の印（私印でも可）

(2) 別記

ア 申請者

イ 申請台数

ウ 使用場所（広範囲にわたる場合はその旨記入）

エ 引渡場所及び返却場所

オ 借受希望日

2 提出方法

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等による送付によること。

なお、借受申請書の提出を迅速に行うことが困難な場合、申請者は、最善の伝達手段で借受申請書の所定事項について総合通信局等に伝達し、後刻速やかに借受申請書を提出すること。

3 提出先

総合通信局等に提出すること。

第2 貸付承認

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書を受理した時は、当該書類を審査し、貸付の承認又は否認を申請者に通知する。

1 借受申請書の審査

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書又は電話等迅速な方法で伝達された所定事項及び次の各号の確認を行い、それらを総合的に判断し、貸出の承認又は否認を決定する。

(1) 借受申請書の内容

(2) 申請者の被災状況

(3) 申請者以外からの貸出要請の有無

(4) 貸出に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

2 貸付の承認

総合通信局等は、前項1の審査の結果、通信機器の貸付を承認することとした場合、申請者に速やかにその旨を連絡し、公印押印済の貸付承認通知書（様式1の中段）及び無線局運用証明書を交付する。

3 貸付の否認

前項1の審査の結果、総合通信局等は通信機器の貸付を承認しない場合には、速やかに申請者にその旨を連絡し、貸付否認通知書（様式2）により通知する。

第3 通信機器の引渡

契約業者は、総合通信局等から搬入の指示を受けた後、速やかに指定された場所に通信機器を搬入する。なお、契約業者は通信機器を搬入することが困難な場合、総合通信局等にその状況を報告する。総合通信局等は速やかに申請者にその旨を通知する。

また、指定された場所に通信機器を搬入した後、以下の手順で引き渡す。

1 通信機器の使用方法等の説明

契約業者は、申請者に相違ないことを確認した上で引き渡す。その際、総合通信局等から預かった貸付承認通知書及び無線局運用証明書を申請者に手交し、搬入した通信機器の使用方法及び様式1の別記に定める貸付条件を説明する。

2 借受書の受取

契約業者は、申請者から、前項1で手交した貸付承認通知書のコピーの借受書（様式1の最下段）に、署名及び捺印された借受書を受け取る。

3 業務完了の報告

契約業者は、前項1及び2が完了次第、総合通信局等にその旨を報告し、遅滞なく借受書を総合通信局等に送付する。

第4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

通信機器の貸出に際し、緊急性が高くやむを得ないと認められる場合の緊急的措置は、次の各項により行うものとする。

1 借受申請書の授受が困難な時

借受申請書の授受を迅速に行うことが困難な場合には、申請者は電話等迅速な方法で所定事項を口頭により伝達する等の緊急的措置をとり、後刻速やかに借受申請書を書面で提出する。

2 貸付承認通知書の交付が困難な時

貸出要請があった申請者への貸付承認通知書の交付を迅速に行うことが困難な場合に

は、総合通信局等は電話等で承認の内容の通知を行う等の緊急的措置をとり、後刻速やかに貸付承認通知書を交付する。

第5 注意事項

1 通信機器取扱上の注意

借受者は、通信機器を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

2 亡失又は損傷

通信機器を亡失又は損傷したとき、借受者はその旨及び理由についての報告書を総合通信局長等に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。

なお、借受者が注意を怠ったことにより、無線機を亡失又は損傷させた場合には、その損害を弁償すること。

第2章 通信機器の返却手順

第1 通信機器の返却

1 通信機器返却の申出

借受者は総合通信局等に返却の申出を行う。この申出を受け、総合通信局等は契約業者と連絡をとり、通信機器の返却日時を調整する。

借受者は、返却の準備として、通信機器・付属品・梱包箱等を整理し、返却の前日までに借り受けた通信機器の台数と齟齬がないことを確認して総合通信局に連絡する。

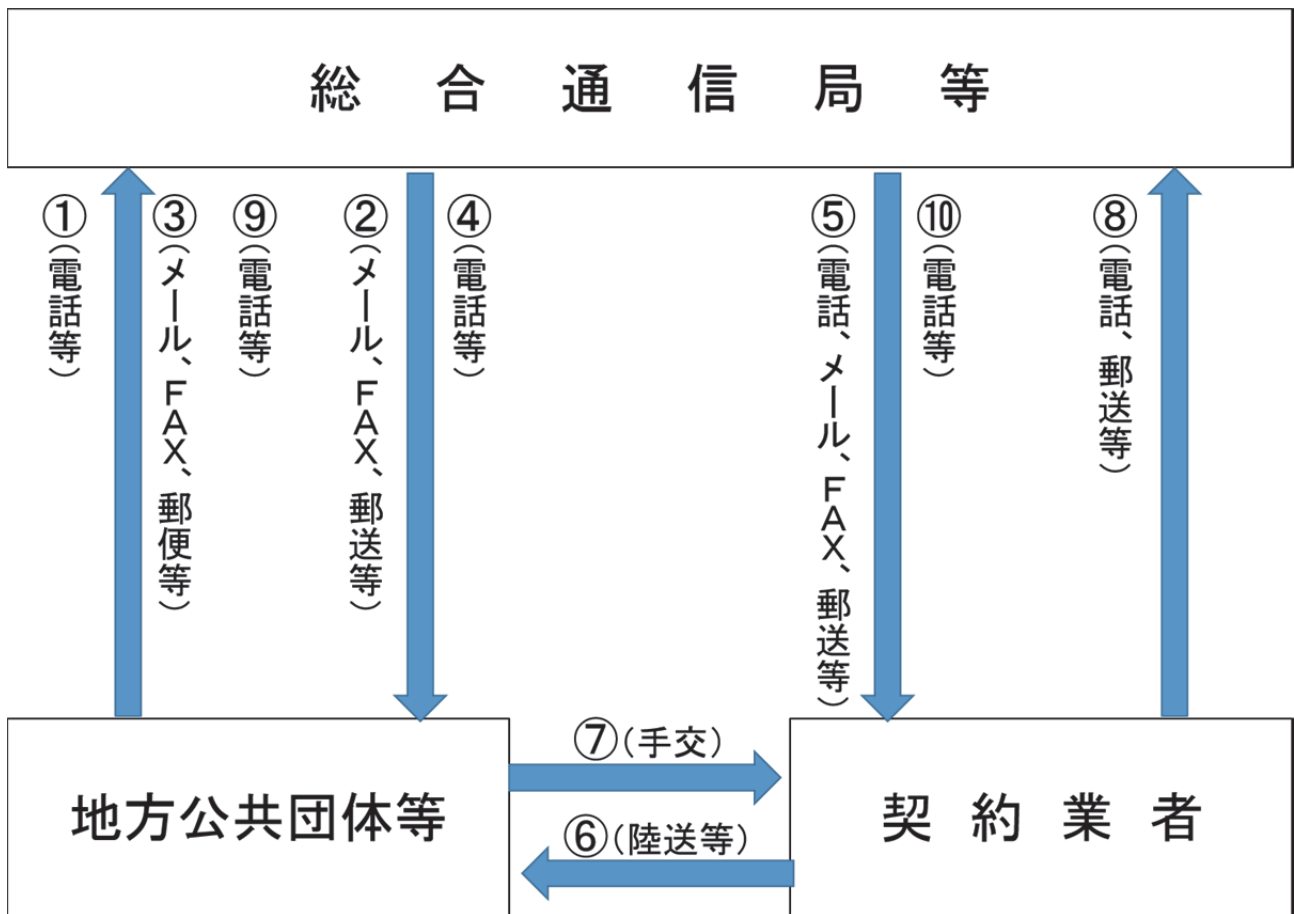
2 返却手段

借受者は、手交や郵送等の手段で契約業者に通信機器を返却する。その際、返却に係る費用は請負者の負担とする。

3 返却後の確認

契約業者は、借受者から手交又は郵送等により受け取った通信機器・付属品・梱包箱等について、損傷や亡失がないか速やかに確認の上、返却を受け、総合通信局等に報告する。

第3章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ



<手順の流れ>

- ① 地方公共団体等から総合通信局等へ貸出し要請をする。
- ② 総合通信局等は地方公共団体等へ借受申請書様式を送付する。
- ③ 地方公共団体等において、借受申請書を作成（印は無線局運用権限者の私印でも可。）し、総合通信局等へ送付する。
- ④ 総合通信局等内での決裁後、地方公共団体等へ貸付内諾の連絡をする。
- ⑤ 総合通信局等から契約業者へ通信機器搬入を依頼し、貸付承認通知書及び無線局運用証明書を送付する。
- ⑥ 契約業者から地方公共団体等へ通信機器を搬入する。その際、無線局運用証明書を手交する。
- ⑦ 地方公共団体等は受取印（無線局運用権限者の私印でも可。）を捺印した借受書を契約業者へ手交する。
- ⑧ 契約業者は、総合通信局等へ搬入報告を行い、借受書を届ける。
- ⑨ 地方公共団体等は、総合通信局等へ機器返却の申し出をする。
- ⑩ 総合通信局等は、契約業者に機器搬出指示を行う。